

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業に適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせ致します。

事業所の名称	株式会社エスウィル
事業所の所在地	〒651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町2-2-1 三経イーストビル2F

### 1.派遣労働者の数 (対象期間：2025年3月1日~2026年2月28日)

派遣労働者の数 (1日平均)	49人
----------------	-----

### 2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間：2025年3月1日~2026年2月28日)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	23件
-----------------------	-----

### 3.派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間：2025年3月1日~2026年2月28日)

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間当たりの額)	12,765円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間当たりの額)	9,463円
マージン率	25.87%

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれます。

### 4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- 労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する  
特定の会社への派遣労働契約を除く全ての派遣労働者  
(特定の会社は別途通知する)
- 労使協定の有効期間の終期 : 2027年3月31日